

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府 省 庁 名		金 融 庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生命保険料控除：一定の要件を満たす生命保険料支払額のうち一定額について保険料控除を認める制度。 控除限度額 35,000 円 個人年金保険料控除：一定の要件を満たす個人年金保険料支払額のうち一定額について保険料控除を認める制度。控除限度額 35,000 円 ・ 特例措置の内容 現行の一般生命保険料控除と別枠で、介護医療保険料控除を創設し、個人年金保険料控除（年金払積立傷害保険を含む）と合わせた3つの控除からなる制度とした上で、生命保険契約等の主契約又は特約に係る保険料等について、それぞれの保障内容に応じ、各保険料控除を適用する枠組みを基本とする制度を平成25年度分以後の個人住民税について適用するため、平成22年度において必要な法制上の措置を講じること（ただし、新制度が適用される以前に締結した生命保険契約等は従前の制度を適用）。 			
関係条文	地方税法第34条第1項第5号、第5号の2、第314条の2第1項第5号、第5号の2 所得税法76条第1項、第2項			
要望理由	<p>少子高齢化の急速な進展により、社会保障制度の見直しが進められていく中、安心できる生活保障（遺族・介護・医療・老後）の水準を確保するには、国民一人ひとりに一層の自助努力を求めていく必要がある。</p> <p>そのような中で、生命保険料控除制度の改組により、公私が分担して国民の自助努力に対する意欲の向上を図り、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保するとともに、我が国経済社会の活力ある成長の持続に資することになる。</p> <p>社会保障制度を持続可能な制度として再構築していくためには、医療費自己負担割合の引き上げや、公的年金の支給額の見直しなど、給付と負担のバランスや世代間の公平性等の見直しが不可欠とされており、国民一人ひとりにとっても、社会保障制度の見直しにより生じる経済的負担の増大に対処するために、自らの力で自らの将来に備える自助努力がますます重要である。</p> <p>このため、社会保障制度を補完する自助努力を、国民一人ひとりが自己のライフプランに応じてバランスよく行えるよう、現行の生命保険料控除制度を改組していく必要がある。</p>			
減収見込額	(初年度) 8,261 (160,897)		(平年度) 44,065 (160,897)	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 生命保険料控除：控除限度額 50,000 円 個人年金保険料控除：控除限度額 50,000 円 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 なし
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 国税においても同様の措置を要望 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	昨年の税制改正の要綱にて改組することが決定されている。			
本要望に対応する縮減案	なし			